

## 公益社団法人大分県獣医師会役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人大分県獣医師会定款第23条の規定に基づき、公益社団法人大分県獣医師会（以下「本会」という。）の役員に報酬に関し必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち本会を主な勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の役員をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 本会は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。  
但し、勤務会員（県職員、市町村職員等）の役員は、その限りではない。

- 2 常勤役員に報酬は月額を支給、非常勤役員に報酬は年度末に定額を支給する。

### (報酬の額の決定)

第4条 役員に報酬は、別表に規定する基準額の範囲内の額とし、各々の理事に報酬の額は各々の理事の職務の実情に応じ理事会の決議を得て決定する。また、監事の基準額は別表に規定する額とする。

### (報酬の支給日)

第5条 役員に報酬の支給日は、常勤役員にあっては、毎月21日（その日が土曜日、日曜日又は振替休日に当たるときは前日）とする。また、非常勤役員にあっては、年度末の理事会等の会議の出席時に支給する。

### (報酬の支給方法)

第6条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を差し引いて支給する。

### (公表)

第7条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

### (補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

## 附 則

この規程は、公益社団法人大分県獣医師会の設立の登記のあった日（平成24年4月1日）から施行する。（平成23年12月12日理事会議決）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。（平成31年3月1日理事会及び令和

元年5月31日通常総会で議決)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。 (令和3年3月4日理事会及び令和3年6月10日通常総会で議決)

別表

### 報 酬 の 基 準 額

役 職 名 等	報 酬 の 基 準 額	
会 長 (非常勤)	120万円	1人当たりの年額
副 会 長 (非常勤)	15万円	
常務理事 (常 勤)	30万円	1人当たりの月額
理 事 (非常勤)	5万円	1人当たりの年額。
監 事 (非常勤)	5万円	